

第3章 熊本の特性を踏まえた自然共生社会の実現

第1節 森林、水辺等の自然環境の保全

1 保全のための総合的な対策の推進

現 状

- 自然公園として、2か所の国立公園、2か所の国定公園及び7か所の県立公園を指定しており、その面積は155,636ヘクタールで県土面積の約21%を占めています。(表3-1)
また、本県では自然環境を保全することが特に必要な地域について、熊本県自然環境保全条例に基づき、自然環境保全地域7か所、緑地環境保全地域4か所等の指定を行っています。その他、国指定の自然環境保全地域が1か所あります。(表3-2)
- 県民の自然環境保全の意識などの普及啓発を図るため、自然環境保全地域や自然公園などの利用者に対し、自然ふれあい指導員を認定し適正な利用と保全に関する指導を行っています。また、自然公園内に設置したビジターセンターにおいては各地域特有の植物や特殊な地形、海岸に漂着するごみの現状等を展示・解説を行うとともに、自然観察会等のイベントを実施しています。さらに、森林公園などの利用者には森の案内を行う熊本県森林インストラクターの養成や、森林教室等イベントの実施により県民に対する森林の大切さなどの普及啓発に努めています。
- 本県は源泉数、湧出量ともに全国第5位の全国屈指の温泉県であり、この温泉資源は、健康増進にも大きな効果をもたらす県民共有の貴重な財産です。県では平成元年度以降、県内主要温泉地内の8か所に水位計を設置し、温泉水位を継続的に測定するなど温泉資源の実態把握に努めるとともに、温泉法に基づき、温泉資源の保護と適正利用を図っています。また、近年は、地球温暖化対策や東日本大震災・福島第一原子力発電所の事故を契機とした持続可能で安全・安心なエネルギー供給の観点から、新エネルギーの1つとして、地熱・温泉熱発電の導入が図られています。

課 題

- 自然公園や自然環境保全地域等では、優れた景観や自然環境を保全するため、環境に配慮した土地利用や開発を行っていく必要があります。
- 自然環境教育や森林環境教育の充実により自然保護思想の普及を進め、更に自然環境保全、森林保全の意識を根付かせていく必要があります。また、環境教育の場として利用される自然公園については、多くの利用者が快適に利用できるよう整備を行う必要があります。
- 新たな温泉の掘削や揚湯量の増加により、温泉地によっては水位の低下など温泉資源の減少等が懸念されるため、資源の状況把握とともに掘削の許可については温泉法に基づき適切に対応する必要があります。また、温泉資源を活用して地熱発電を行う場合は、一般的

に旅館の浴用等に比べて掘削が大深度であり、かつ発電に利用する温泉（蒸気等）の量も大量であることから、周辺の温泉資源への影響が懸念されるため、地熱開発事業者と地域住民や温泉事業者等の関係者との合意形成を図る必要があります。

施策の方向性

- 自然公園、自然環境保全地域内においては、自然公園法、熊本県立自然公園条例及び熊本県自然環境保全条例に基づき、建築物の新築、土地の開墾、土石の採取などの一定の行為について規制するなど適正な管理を行い、優れた景観や自然環境の保全を推進します。
- 自然環境講座や自然ふれあい指導員による指導、自然観察教室等を実施し、自然環境教育を推進します。
水とみどりの森づくり税を活用して森林公園を整備し、熊本県森林インストラクターによる森林教室等の森林環境教育を推進します。
パンフレットの作成やビジターセンターの活用等により、自然保護に関する情報提供を充実させ、自然保護思想の一層の普及・啓発に努めます。
- 自然公園については、遊歩道やトイレの整備など老朽化した施設の整備を進め、多言語表示を取り入れます。
- 温泉資源を持続的に活用していくため、県内の温泉資源の状況を継続的に把握するとともに、温泉法の適切な運用により、引き続き温泉保護を推進します。特に、地熱発電を目的とした温泉掘削については、地熱開発と温泉事業が共存・共栄できるよう、地熱開発事業者に対して、地域住民や温泉事業者等に丁寧な説明等を行い、合意形成を図るよう求めていきます。

(表3-1) 熊本県における自然公園一覧

平成27年4月1日現在

区分	名称	関係市町村	指定年月	面積 (ha)
国立公園	阿蘇くじゅう 国立公園	菊池市・阿蘇市 大津町・南小国町 小国町・高森町 産山村・南阿蘇村	S9.12.4	54,368 (特別保護区 809) (特別地域 20,236)
	雲仙天草 国立公園 (天草海域公園)	天草市・上天草市 苓北町 天草市・苓北町	S31.7.20 (天草地域指定) S45.7.1	13,974 (特別保護地区 1) (特別地域 13,603) 116
	小計	2 地域		陸域面積 68,342 海域公園面積 116
	耶馬日田英彦山 国定公園	小国町	S25.7.29	1,982 (特別地域 1,131)
国定公園	九州中央山地 国定公園	八代市 美里町・山都町 水上村・五木村	S57.5.15	14,615 (特別保護地区 339) (特別地域 14,261)
	小計	2 地域		陸域面積 16,597
県立自然公園	金峰山 県立自然公園	熊本市・玉名市 玉東町	S30.4.1	7,319 (特別地域 1,460)
	小岱山 県立自然公園	荒尾市・玉名市 南関町	S30.4.1	4,596 (特別地域 2,717)
	三角大矢野海辺 県立自然公園	宇土市 上天草市 宇城市	S31.7.1	2,185 (特別地域 309)
	芦北海岸 県立自然公園	八代市・水俣市 芦北町 津奈木町	S31.4.1	4,480 (特別地域 490)
	矢部周辺 県立自然公園	美里町 御船町・甲佐町 山都町	S32.8.3	14,021 (特別地域 3,837)
	五木五家荘 県立自然公園	八代市 美里町・氷川町 相良村・五木村・山江村	S42.9.1	25,358 (特別地域 3,778)
	奥球磨 県立自然公園	多良木町・湯前町 水上村	S30.4.1	12,738 (特別地域 4,206)
小計	7 地域		陸域面積 70,697	
合計	11 地域		陸域面積 155,636 海域公園面積 116	

* 県土面積に占める自然公園面積（陸域面積）の割合は約21%である。

出典：自然保護課作成

(表3-2) 熊本県における自然環境保全地域及び緑地環境保全地域一覧

平成27年4月1日現在

区分	地域の名称	指定年月日	面積(ha)	所在地	指定理由
自然環境保全地域	国指定 白髪岳 自然環境保全地域	S55.3.21	150.00 (うち特別地区 150.00)	球磨郡あさ ぎり町 (国有林)	ブナ、モミ等を中心とする自然性の高い優れた植生で、特にブナ林はわが国におけるブナ林の南限に近い貴重な天然林
	1地域		150.00ha	(うち特別地区 150.00ha)	
	県指定 染岳 自然環境保全地域	S51.4.24	12.22 (うち特別地区 9.25)	天草市本渡 町本渡	天草地方において、自然度が高くかつ典型的な照葉樹の天然林が残っている地域
	大川 自然環境保全地域	S51.4.24	26.71 (うち特別地区 26.71)	水俣市久木 野(国有林)	国際生物学事業計画(IBP)の特別研究区域に指定されるなど、学術的価値の高い、本県の代表的な照葉樹の天然林が残っている地域
	大野溪谷周辺 自然環境保全地域	S51.4.24	71.45 (うち特別地区 43.13)	人吉市番地 大畑町大野、 麓町大木原 又、矢岳町大 葉山	溪谷の両側に、照葉樹を主体としてハゼ、カエデ類等の落葉樹一部混在する天然林が残り、かつ豊富な川石と水量豊かな3か所の滝がある等、天然林と溪谷が調和した地域
	波野村スズランの 群生地 自然環境保全地域	S51.4.24	1.57 (うち特別地区 及び野生動物 保護地区 0.10)	阿蘇市波野 大字波野	九州ではまれにみるスズランの群生地
	男鹿野 自然環境保全地域	S55.11.27	46.00 (うち特別地区 46.00)	球磨郡あさ ぎり町皆越	ブナ、モミ等を中心とする自然性の高い優れた植生で、特にブナ林はわが国におけるブナ林の南限に近い貴重な天然林
	無田湿原 自然環境保全地域	H13.6.20	1.42 (うち特別地区、 野生動物保護 地区1.42)	水俣市越小 場字無田	標高450M 一帯に広がる杉、檜の植林地と耕作地に囲まれた谷湿原であり、希少野生植物を多く含む自然環境の優れた状態を維持する湿原
	福連木角山 自然環境保全地域	H15.8.13	22.64 (うち特別地区 22.64)	天草市天草 町	チャンチンモドキ、ハナガガシといった希少な樹木や極相状態の照葉樹林が残り、優れた天然林が相当部分を占める地域
	計 7地域			182.01ha	(うち特別地区 149.25ha)
合計 8地域			332.01ha	(うち特別地区 299.25ha)	
緑地環境保全地域	県指定 松島町金性寺とその 境内	S51.1.17	1.7ha	上天草市松 島町内野河 内	天草上島の天面山北西山麓の区域。樹齢数百年に及ぶスギとカシ、シイ、ナラを主体とした天然林により良好な緑地環境が形成されている。
	相良村雨宮神社叢	S51.9.28	1.21ha	球磨郡相良 村大字川辺 雨宮鶴	古くから雨乞いの神として住民の信仰をあつめる雨宮神社が鎮座し、神社周辺にはシイ、タブ、カシなどの照葉樹の森林がまとまりのよい社叢を形成している。
	深田村高山周辺	S51.9.28	31.31ha	球磨郡あさ ぎり町高山	頂上部は古城の跡ともいわれ多くの伝説が残り、眺望や緑を求める住民の利用も多い。
	有明町老岳神社周 辺	S51.9.28	0.84ha	天草市有明 町上津浦	古くからの伝説と住民の信仰につつまれた老岳神社が鎮座し、神社周辺にはカシ、タブ、シイ、クスなどの照葉樹の森林がまとまりのよい社叢を形成している。
	4地域			35.06ha	

出典：自然保護課作成

2 豊かな森林づくり

現 状

- 本県の森林面積は、46万2千ヘクタールで県土の62%を占め、うち民有林39万8千ヘクタールの内訳は人工林が24万2千ヘクタール、天然林が12万6千ヘクタール、その他竹林等が3万ヘクタールとなっています。スギ・ヒノキ人工林のうち、間伐が必要な11年生から45年生の森林は7万5千ヘクタールでスギ・ヒノキ人工林の33%を占めています。
- 森林は木材等の林産物を生産するだけでなく、水源のかん養や山地災害の防止、レクリエーションの場の提供など様々な公益的機能を有しています。また、地球温暖化防止に寄与する二酸化炭素の吸収固定や野生生物の生存の場としての機能も有しています。
- 近年、人々の価値観やライフスタイルが多様化する中、潤いのある豊かな生活が求められるようになり、教育、文化活動、森林レクリエーションなどへの森林の利用に対する期待が高まっています。

課 題

- 森林の恵みを次の世代へ引き継いでいくためには、持続可能な利用が重要であり、生物多様性にも配慮しながら、間伐の実施や複層林、広葉樹林などの造成による多様な森林整備を推進していく必要があります。
- 森林とふれあう機会を通じて、森林を社会全体で維持していく意識の醸成を図っていく必要があります。

施策の方向性

- 計画的な間伐の実施や複層林への誘導とともに、水とみどりの森づくり税を活用しての針広混交林への誘導など森林の保全・整備を推進します。
- 県民が森林とふれあい、間伐や下刈りなど主体的に森林づくりに参加できるような機会を提供するため、森林教室の開催や森林ガイドの実施、ボランティア団体等が行う森づくり活動の支援、森林ボランティアの参加、植樹祭・育樹祭の開催、企業等による森林づくりを進めます。
- 森林観察、森林浴など自然とのふれあいの場づくりのため、農山漁村滞在型余暇活動（グリーンツーリズム^(※)など）のための基盤整備、都市農村交流の推進、グリーンツーリズムの推進、ビジターセンターの整備を行います。

(※) グリーンツーリズム

緑豊かな農山漁村地域において、その自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動のことで、具体的には、都市部の住民が農山漁村の民宿などに滞在し、森林や河川などの自然を舞台にしたレクリエーションやスポーツ、農林漁業体験、農山漁村の生活体験、伝統工芸品の体験などを楽しむことです。

3 二次的自然環境（里地里山や阿蘇の草原など）の保全・再生

現 状

- 里地里山は、奥山と都市の中間に位置し、集落とそれを取り巻く里山林、それらと混在する農地、ため池、草原などで構成される地域概念であり、様々な生きものを育てており、その中には絶滅のおそれのある希少種が多く含まれています。
また、中山間及び棚田地域に代表される田園地域の農地・農業用水等は、多面的機能（水源かん養や水質の浄化、生物の生息空間の確保などの公益的機能）を有し、環境保全に役立っています。
- 近年の生活様式などの変化に伴い、農山村では農林業の採算性の低下、林業生産活動の停滞などから二次林や農地が放置されるケースが増加し、里地里山の存続が危惧されています。
- 阿蘇地域の草原は、採草や放牧、火入れなど人の手が加わることにより維持されている草原であり、希少な野生動植物が見られるなど、阿蘇地域の保全は観光面のみならず、生物多様性の観点からも重要となっています。

課 題

- 薪や炭の利用減少や農山村地域の過疎化などで、荒廃した里山林が目立ってきており、積極的に人が関わっていくことが必要です。
- 農地・農業用水等が有する多面的機能を発揮するには、農業者だけでなく地域住民と都市住民による活動（地域住民活動）が重要です。
- 農地では、自然環境を守るため環境保全型農業を推進する必要があります。
- 世界遺産への登録を目指す阿蘇の草原の維持・再生を進めていくため、野焼き支援など草原を将来にわたって守っていく取組を強化する必要があります。

施策の方向性

- 森林（里山林）が持つ多面的な機能の発揮のため、地域住民等で構成される組織の活動（地域環境の保全、森林資源の利用、教育・研修活動、森林機能の強化）について支援していきます。
- 過疎化が進む中山間及び棚田地域において、農地・農業用水等の保全・利活用など地域住民活動を支援し、農地・農業用水等が有する多面的機能の良好な発揮を図ります。
- 農地では、農業の持つ自然循環機能を活かし、環境に配慮した農業である「くまもとグリーン農業」^(※)を推進します。
- 県や国、市町村、民間団体等で構成される阿蘇草原保全支援システム連絡会により野焼きボランティア支援や草原環境・体験学習など草原保全活動に取り組みます。

(※) くまもとグリーン農業

安全・安心な農産物を生産・供給するとともに、熊本の宝であるきれいで豊かな地下水を始めとする恵まれた自然環境を守り育てるために取り組む、土づくりを基本として、慣行農業より化学肥料や化学合成農薬を削減するなど環境にやさしい農業。

4 野生鳥獣の保護・管理の推進

現 状

- 野生鳥獣は、自然界の構成要素として重要な位置を占めるばかりでなく、農業の面において受粉を助けたり、有害な昆虫・小動物を捕食するなど大きく役立つとともに、その可憐な姿や美しい鳴き声は人々の心に潤いとやすらぎを与えています。
また、野生鳥獣は、我々の生活と深い関わりを持っており、その生息環境、生息数は地域の自然環境、生活環境の指標的性格も有しています。
- 一方、野生鳥獣による農林水産業への被害拡大に加え、人家等の生活被害も発生しています。例えば、ニホンジカやイノシシなどによる農林業被害の深刻化や森林生態系への悪影響などの問題が生じています。また、サルについては、近年、農作物被害のほか、家庭菜園や人家への侵入など生活被害も発生しています。
このような状況から、平成27年5月には被害を及ぼす鳥獣の管理を強化した、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律が改正施行されたところです。
- 県では、この法施行を受けて、従来の「鳥獣保護事業計画」を改正し、「第11次鳥獣保護管理事業計画」を策定しました。また、特に、被害が多いニホンジカ、イノシシについては、「第二種特定鳥獣管理計画」を策定しました。
- 熊本県鳥獣保護センターでは、傷病鳥獣の保護を実施するとともに、県民への鳥獣保護思想の普及啓発を行っています。

課 題

- 野生鳥獣については原則として保護していくことが必要ですが、被害を及ぼす野生鳥獣については管理することにより保護と管理のバランスを図り、人と野生鳥獣の共生を図る必要があります。
- 傷病鳥獣の保護を実施し、鳥獣保護思想の普及啓発を充実させる必要があります。
- ニホンジカ、イノシシなどの野生鳥獣による農林水産業等への被害が高水準にあることから、被害軽減のための管理捕獲を強化する必要があります。

施策の方向性

- 「鳥獣保護管理事業計画」に基づき、鳥獣保護区や休猟区などの指定につき地域の理解を得て継続的に更新等を行い野生鳥獣を保護するとともに、被害を及ぼす野生鳥獣について

は有害鳥獣として積極的な捕獲を図るなど、増え過ぎた鳥獣を適正な水準に減少させる取組を推進します。

- 熊本県鳥獣保護センターにおいては、引き続き、傷病鳥獣の治療や野生復帰を実施し、県民への鳥獣保護思想の普及啓発を図ります。
- 特に被害が多いニホンジカ、イノシシについては、「第二種特定鳥獣管理計画」に基づき、狩猟期間の延長、有害鳥獣捕獲許可基準の緩和、捕獲獣の利活用の推進等により、管理対策を強化し、適正な個体数へ誘導を図ります。また、捕獲の担い手である狩猟者の育成、確保に努めます。

5 水辺環境の保全・再生

現 状

- 河川や湖沼は県民にとって、最も身近で日常的に接することができる自然環境の一つであり、森林、農地、沿岸域などの生態系をつなぐうえで重要な場となっています。
- 近年、環境保全意識の高まりにより、都市内の河川や沿岸域では親水性の向上や水質の改善が見られるようになってきています。
- 平成24年7月、荒尾干潟が国際的に重要な湿地としてラムサール条約湿地に登録されましたが、藻場・干潟は海生生物の繁殖、生育、採餌などの場として、生物の多様性を保全する機能や海域の水質浄化機能など重要な役割を果たしています。また、有明海及び八代海の干潟等は水鳥類の渡りの中継地ともなっています。
- 沿岸域の埋立てなどの開発行為や環境の変化などにより、藻場・干潟の面積が減少しています。

課 題

- 景観、水質、生態系の維持などに配慮し、河川環境や海岸域の整備と保全を推進していく必要があります。
- 自然海岸・藻場・干潟を保全し、それらが持つ機能を保全していく必要があります。
- 地域住民をはじめ環境保全活動団体等の各種団体や市町村などと連携して、河川環境や海の保全を進めていく必要があります。

施策の方向性

- 河川改修事業等における環境や景観に配慮した多自然工法の採用や魚道の整備など、多自然川づくりを推進します。
- 「海岸保全基本計画」^(※)に基づく多様な生物の育成、生息環境への配慮や良好な海岸景観に配慮した海岸保全施設の整備など、海岸環境の整備及び保全を推進します。

- 覆砂の実施や藻場等（増殖場）の造成により、藻場、干潟の保全・再生を推進します。
- 県下一斉清掃活動であるくまもと・みんなの川と海づくりデーをはじめ各事業の着実な実施により、地域住民が主体となった川・海づくりを推進します。

（※）海岸保全基本計画

本県の各海岸・地域（八代海沿岸、有明海沿岸、天草西沿岸）の個性を活かしながら、沿岸域全体として防護・環境・利用が調和した総合的な海岸保全を推進するための計画です。

【森林、水辺等の自然環境の保全に係る数値目標】

指標	現状	目標値 (H32)	目標設定の考え方
間伐実施面積 (年間)	8,933ha (H26)	12,500ha	熊本県森林・林業・木材産業基本計画
多面的機能支払交付金 協定農用地面積(累計)	66,344ha (H26)	97,000ha	取組目標面積として、平成30年度までに農振農用地121,460haの80%にあたる97,000haを目標
覆砂実施面積 (累計)	185ha (H23～H26)	100ha (H28～H32)	既存整備計画がある平成28～31年までの整備面積を目標として設定

第2節 生物多様性の保全に係る対策の推進

1 生物多様性の保全

現 状

- 平成22年3月現在、国指定も含めて8地域の自然環境保全地域（332.01ヘクタール）を指定し、またこのほか、緑地環境保全地域（4地域）、郷土修景美化地域（9地域）を指定し、当該地域の保全に必要な行為規制等を行っています。
- 現在植物35種、動物12種合わせて47種を県の指定希少野生動植物として指定しています。また、15の生息地等を保護区として指定し保護しています。
- 優れた風景地で、県民の保健、休養の場とするために法令に基づいて指定された国立公園（2箇所）、国定公園（2箇所）、県立自然公園（7箇所）があり（総指定面積155,636ヘクタール、県土面積の約21%）、開発行為に対しては段階的な規制を行い、保護に努めています。自然公園は、自然とのふれあいや環境学習の場としても利用されています。
- 野生鳥獣の保護繁殖を図るため、「第11次鳥獣保護管理事業計画」（平成24～28年度）に基づき、鳥獣保護区等の指定を行っています。また、増加する二ホンジカ、イノシシ等の対策として、「第二種特定鳥獣管理計画」（平成27～28年度）を策定し適正な個体数へ誘導するための有害鳥獣捕獲や個体群管理捕獲を実施しています。
- 名勝・天然記念物・文化的景観は、文化財保護法に基づいて指定・選定されており、文化財として保護対象としています。多様な国土美の価値を代表する名勝や学術的価値が高い自然を記念する天然記念物、棚田・里山といった地域における人々の生活や生業など地域の風土により形成された景観地でその基盤となる生活や生業の特色を示す文化的景観の保護思想の普及と併せて生物多様性の保全に大きく寄与しています。
国のほかにも県条例で指定している文化財もあり、地域の特色ある風致景観及び生物多様性の保全に役立っています。
- 外来生物法で特定外来生物に指定されている113種類のうちソウシチョウ、オオクチバス、ボタンウキクサ等23種類が県内に生息・生育していることが確認されています。中でも、宇土半島のクリハラリス（タイワンリス）については、継続的捕獲に取り組んだ結果、生息数は減少しつつあるものの未だ根絶には至っていません。また、アライグマについては県北地域を中心に侵入が確認され始めています。
- 熊本市の坪井川、宇城市の大野川、砂川河口域においてスパルティナ属の生育地が拡大し、干潟の陸地化や底生生物等への影響が問題となっています。

課 題

- 自然環境保全地域等は、指定後相当の期間が経過していますが、より一層地域と連携して現況把握や保全に努めることが必要です。
- 絶滅危惧種の状況や保護区の環境の変化等により、特に保護が必要な指定種及び指定種の

生息地等保護区の見直しが必要となっています。また、希少野生動植物の盗掘等が絶えない状況にあり対策が必要です。

- 自然公園内での野生動植物の捕獲や開発行為等については、引き続き指導していくとともに、老朽化した自然公園施設については対策が必要です。
- 野生鳥獣の保護を図る一方で、ニホンジカやイノシシ等の農林業被害の深刻化や森林生態系への悪影響の問題が生じ下層植生の食害等に伴う土壌の流出などによる土砂の崩壊等も懸念され対策が必要です。
- 名勝、天然記念物、文化的景観などの適切な保護及び保護思想の普及により、地域の生物多様性の保全に努める必要があります。
- 特定外来生物である宇土半島のクリハラリス（タイワンリス）については根絶に向けた継続的な対策が必要です。また、侵入が確認され始めたアライグマについては、初期の段階において侵入阻止、根絶を図る必要があります。
- 全国でも熊本県のみで生育するスパルティナ属は、急速に拡大しているため駆除が緊急の課題となっています。特定外来生物ツマアカスズメバチが北九州市で確認されるなど、新たな外来生物の侵入が懸念されます。

施策の方向性

- 自然環境保全地域等においては、開発行為を適切に指導するとともに必要に応じ草刈りなどの保全活動に市町村等関係者と連携して取り組みます。
- 希少野生動植物の調査を継続し、指定希少野生動植物種及びその生息地等保護区の見直しを行うとともに、生息地等保護区における指定種を保護するため草刈り・集草などにより生息・生育環境を改善します。また、関係機関と連携して盗掘パトロールを実施するなど指定希少野生動植物の捕獲や採取を防止する対策を講じていきます。
- 自然公園内での野生動物の捕獲や開発行為等については、国や市町村と連携して適正に指導していくとともに、老朽化した自然公園施設については、利用実態にあわせて利用者が快適に利用できるよう順次整備を進めていきます。
- 「鳥獣保護管理事業計画」に基づき、鳥獣保護区の指定等や野生鳥獣の保護管理、有害鳥獣捕獲、野生鳥獣保護思想の普及を実施するとともに、特に被害をもたらすニホンジカやイノシシについては「特定鳥獣管理計画」に基づき、適正な頭数管理に努めます。
- 名勝や天然記念物、文化的景観の文化財指定・選定を積極的に進め、確実な保護を図るとともに、文化財保護思想を含めた生物多様性の保全の意義の普及に努めます。
- クリハラリス（タイワンリス）については、「宇土半島におけるタイワンリス防除等連絡協議会」において協議のうえ、根絶に向けて各主体で効果的な対策を講じます。また、侵入が確認され始めたアライグマについては、市町村等との連携により侵入阻止や根絶に向けた情報収集及び防除対策を行います。
- 特定外来生物スパルティナ属については、国・県・地元自治体等が連携し、駆除や監視に取り組みます。ツマアカスズメバチをはじめとする新たな外来生物の情報収集に努めます。

2 生物多様性の恵みの持続的な利用

現 状

- 生物多様性の恵みを持続的に享受できるようにするためには、生物多様性に配慮した手法で農林水産業や企業活動等を行うことが必要です。県の公共事業においては、環境影響評価法及び熊本県環境影響評価条例の適用を受ける事業はもとより、法や条例の対象外であっても一定規模以上の県の公共事業においては、率先行動として環境配慮システムを導入し、環境への配慮を行っています。また、農業農村、道路、港湾等の整備に当たっては、動植物の調査や、生物多様性に配慮した工法の採用を行っています。
- 適切な農業生産活動は、生物多様性保全や良好な景観の形成などにとって重要な役割を担っています。
- 森林には多種多様な生物が生育・生息し生物多様性を保全する機能を有していますが、このような森林の多面的機能を維持・増進するため、森林の機能に応じた適切な森林整備を計画的に実施するとともに保安林の指定を行っています。(本県民有林面積の27%、約10万9千ヘクタール)。
- 生物多様性が豊かで生産性の高い漁場環境の確保のために藻場・干潟の保全は重要な課題の一つです。藻場は「海の森」とも呼ばれ、アマモ場などがあります。干潟は人々にとって親水の間であるとともに、多くの渡り鳥が餌と休憩の間を求め飛来する間ともなっています。これらを含む沿岸水域は、魚類をはじめとする多種多様な生物の生息生育や産卵の間となっているほか、水質が浄化されるなど、生物多様性の保全に大きく貢献しています。

課 題

- 周辺環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業については、環境の保全について適正な配慮がなされる必要があり、条例の対象基準に満たない規模の事業であっても、自主的な配慮を推進する必要があります。
- 農薬や肥料の不適切な使用は、里地里山・田園地域の自然環境へ悪影響を及ぼすことが懸念されることから、農薬や肥料の適正使用はもとより、生物多様性保全をより重視した環境保全型農業を推進することが必要です。
- 長引く木材価格の低迷による林業採算性の悪化等により、適切に管理されない人工林が顕在化し、森林の持つ多面的機能の維持が危惧されています。
- 沿岸開発や埋め立てなどにより藻場・干潟が大幅に減少しています。赤潮による被害を防止し、持続的な漁業生産を実現するためにも、藻場・干潟を含む漁場環境の保全を図ることが必要です。

施策の方向性

- 環境影響評価（環境アセスメント）制度の適切な運用を推進します。また、県の公共事業については、小規模事業においても環境配慮が実施されるよう研修会を通じて普及を図るとともに、必要に応じて、公共事業等環境配慮システム及び公共事業等環境配慮チェックリストを改定します。
- 農業の持つ自然循環機能を生かし、環境に配慮した農業を「くまもとグリーン農業」として、関係機関や消費者等と連携しながら総合的に展開します。環境にやさしい病害虫防除等により生きものと共生する産地育成を図り、土づくりを基本として、化学合成農薬と化学肥料の使用量を一層削減します。
- 多様な野生動植物が生育・生息する森林環境に誘導するため、県が策定する「地域森林計画」において、市町村森林整備計画の指針となる生物多様性保全など多面的機能の維持増進を図るための森林整備及び保全の基本方針を定めます。
- 藻場や干潟が持つ魚介類の産卵・育成などの機能を回復し、漁場生産力の向上を図るため、海域特性に対応した藻場の造成や覆砂等による干潟の環境改善に取り組みます。

コラム

荒瀬ダム撤去における環境モニタリング調査の実施

～治水や環境の変化についての検証と環境に配慮したダム撤去に向けて～

荒瀬ダムは昭和29年に発電を開始して以来、50年以上にわたり電力を供給し熊本県経済の発展に大きく貢献してきましたが、平成22年3月31日に荒瀬ダム水利権が失効したことから発電を停止、平成24年度から6ヶ年計画で撤去工事を行っています。

全国初の本格的なコンクリートダム撤去であり、工事にあたっては、環境モニタリング調査を実施し、より安全かつ環境に配慮した撤去工事を実施しています。環境モニタリング調査は、ダム下流の遥拝堰から上流の瀬戸石ダムまでの範囲で、騒音・振動、水質、基盤環境、動植物等の項目について実施しています。また、治水や環境の変化について、ダム撤去による影響を確認していくとともに、河川工学、水環境科学、淡水生態学等、各種専門家で構成される荒瀬ダム撤去フォローアップ専門委員会における助言等を踏まえながら撤去工事を進めています。



荒瀬ダム撤去状況（H27年5月時点）

3 生物多様性を支える基盤づくり

現 状

- 絶滅危惧種に対する県民の理解を深めるために、絶滅のおそれのある種を把握し、「熊本県の保護上重要な野生動植物（レッドデータブック）」を作成し公表しています。
- 従来より、各学校において教育活動全体を通じて環境教育が行われており、新しい学習指導要領においても、理科などの各教科における環境教育の充実が図られています。
- 生物多様性を身近に知ってもらうためには、自然とふれあう体験活動や専門機関による研修が効果的であるため、熊本県環境センターやビジターセンター等によって、ふれあいの場を提供しています。また、環境省が荒尾干潟利用拠点施設として荒尾干潟水鳥・湿地センター（仮称）を建設します。
- 阿蘇地域を中心に、ボランティアの自然ふれあい指導員、環境保護団体との連携による希少植物の盗掘防止パトロール活動の実施などの取組が行われています。
また、宇土半島に生息する特定外来生物クリハラリス（タイワンリス）については、関係機関や地域住民などと協働で根絶に向けた取組を行っています。

課 題

- 希少野生動植物については、調査を実施・継続し、絶滅のおそれを評価しレッドデータブックに反映させる必要があります。
- 生物多様性くまもと戦略に基づき、生物多様性の重要性について広く県民に呼びかけ、また、啓発活動を行うことにより、生物多様性についての知識の普及を図る必要があります。
- 熊本県環境センター及びビジターセンター等が行う自然体験型の環境学習などにより、地域の優れた自然とふれあう機会を提供するとともに、これらの活動を通じて生物多様性を含めた自然環境の大切さを理解してもらうことが必要です。
- 希少野生動植物の保護や特定外来生物の防除については、関係者の連携を強化し、地域に密着した取組として普及させることが必要です。

施策の方向性

- 絶滅のおそれのある種について、引き続き把握に努めデータを収集し整理するとともに、その状況を取りまとめ、レッドデータブックとして県民への周知を図ります。
- 自然環境保全活動に携わる指導者や環境教育を担当する教育関係者をはじめとして、広く県民に本県の自然環境に関する基礎的知識や生物多様性の重要性について学ぶことができる学習会を開催します。その他にも、「生物多様性」という言葉とその概念が広く浸透するよう様々な機会を捉えて普及啓発に努めます。
- 熊本県環境センターにおいて、各地域の特性を生かした環境教育や体験学習などの充実を

図ります。また、天草及び福岡ビジターセンターにおいて、自然体験型の環境学習や自然環境に関する展示会など地域の優れた自然とふれあう機会を提供します。荒尾干潟水鳥・湿地センター（仮称）について、環境教育の場として活用を検討します。

○各地域の自然ふれあい指導員やボランティアなど地域の方々との連携をこれまで以上に密にして、希少野生動植物の保護や特定外来生物の防除等について、県民に呼びかけます。

コラム

ラムサール条約湿地

～荒尾干潟～

荒尾干潟は、有明海中央部東側の荒尾市沖に広がる干潟で、南北が約9.1km、東西最大幅が約3.2km、干潟面積は約1,656ヘクタールあり、単一の干潟としては国内最大級の広さです。豊かな干潟には、アナジャコやムツゴロウなどの生物が生息しています。



また、秋から春にかけて、中継又は越冬を目的に世界的に生息数が少なくなっているクロツラヘラサギ、ズグロカモメのほかシギ、チドリ類など多くの渡り鳥が飛来し、環境省が実施したシギ・チドリ類調査において、2008年春期及び2011年冬期の調査で全国第2位の個体数が観測されました。

この荒尾干潟は、国際的にも重要な湿地として平成24年7月にラムサール条約湿地に登録されました。県内では初めての登録で、また国内の干潟総面積の約40%がある有明海においても初めての干潟の登録となりました。

荒尾干潟では、干潟を利用したノリ養殖やアサリ漁などが営まれているほか、毎年参加者が1,000名を超える「荒尾マジック釣り大会」やバードウォッチング、潮干狩りなどレクリエーションの場としても利用されています。

【生物多様性の保全に係る対策の推進の数値目標】

指標	現状	目標値 (H32)	目標設定の考え方
二ホンジカの頭数	58,000頭 (H26)	7,000頭	第2種特定鳥獣管理計画(二ホンジカ)で設定する「最終生息目標頭数7,000頭」
イノシシによる農作物被害額	299百万円 (H26)	150百万円	第2種特定鳥獣管理計画(イノシシ)で設定する「農作物被害金額を最終的に150百万円までに抑える」

